

③市街化区域内の三大緑地

(ア)台峯

●緑地の現況と経緯及び課題

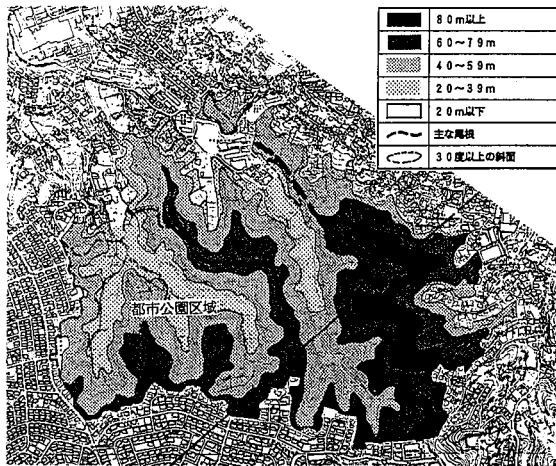
現況特性

- ・市域に残る数少ない谷戸の自然的環境を残す大規模樹林地である。
- ・地形は東側に向かって谷戸が開けており、山崎川や倉久保川の源流域を構成している。
- ・植生はコナラを中心とする二次林が主体で、北鎌倉女子学園東側にはヤブコウジースダジイ群集が、谷戸池の奥にはハンノキの自然林が分布している。
- ・また、動物についても危急種に指定されているオオタカ、ハイタカをはじめとして、数多くの鳥類、は虫両生類、魚類、昆虫類が確認されている。
- ・東側の尾根沿いには、横須賀線（北鎌倉駅付近）からの車窓景観を構成する良好な樹林地が続いている。
- ・緑地の西側半分は、都市計画公園（鎌倉中央公園）の計画区域として位置づけられている。

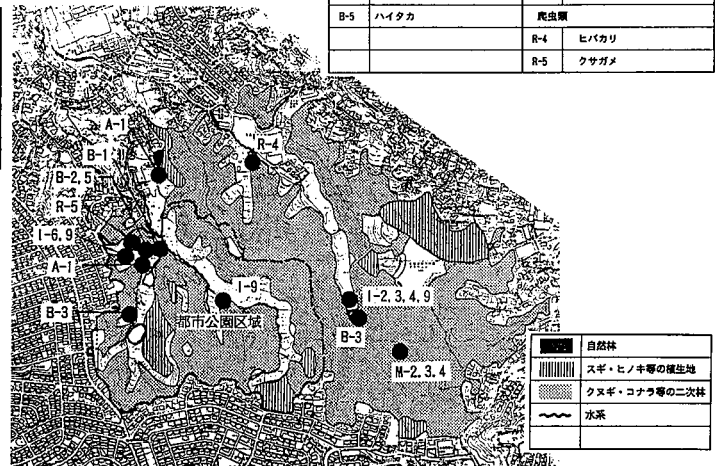
哺乳類	昆虫類
M-2 ヒメズ	I-2 ウラボマダラシジミ
M-3 タヌキ	I-3 ウラナミアカシジミ
M-4 ホンドイタチ	I-4 ミドリシジミ
鳥類	I-6 マルタンヤンマ
B-1 アオグラ	I-9 湿地性甲虫類
B-2 オオタカ	両生類
B-3 カワセミ	A-1 シュレーゲルアオガエル
B-5 ハイタカ	爬虫類
	R-4 ヒバカリ
	R-5 クサガメ

図4-8 台峯地区の地形及び自然資源

(地形)



(自然資源)



制度の指定状況及び経緯

- ・市街化区域に位置しており、第1種住居専用地域及び宅地造成工事規制区域の適用を受ける。
- ・緑地の東側半分は一部を除いて事業者が土地を所有しており、平成7年8月に開発の申請がなされている。

課題

- ・貴重な自然的環境を残す緑地でありながら、これまで行政計画での明確な位置づけがなく、緑の保全に対する制度面での手当もなされていない。
- ・緑地保全に対する市民要望（20万人を超える市民の署名運動）への対応が求められている。
- ・用地買収には財政措置を講ずる必要がある。

●保全及び対応の方針

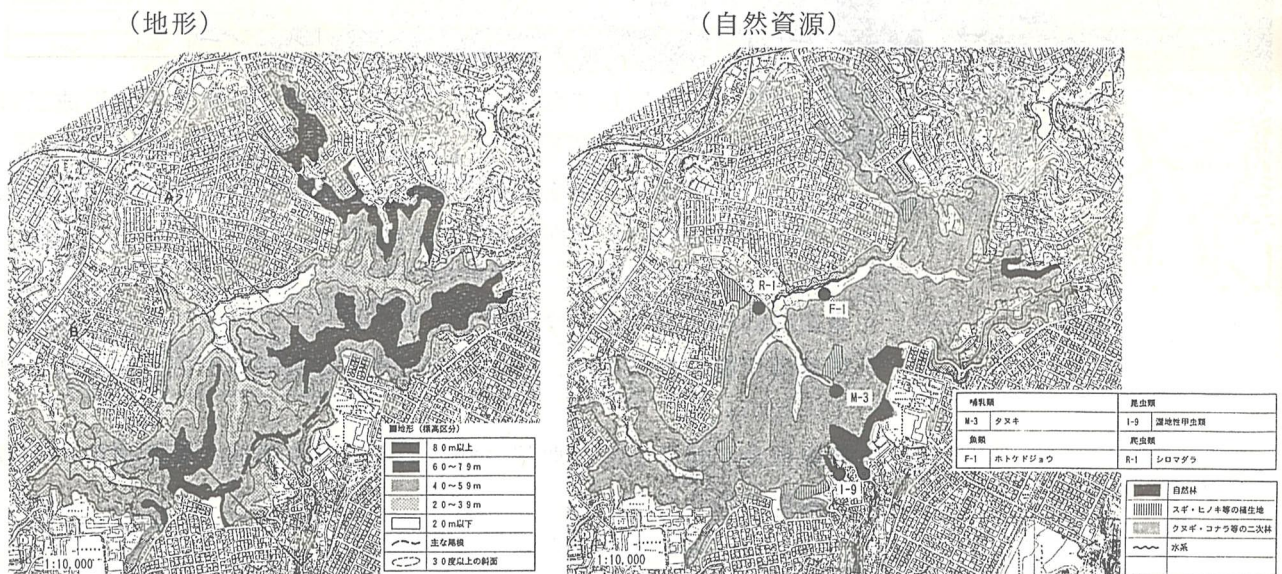
項目	方針
保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な谷戸の自然的環境を一体的に保全するとともに、谷戸の自然を活かした自然とのふれあいの場、自然教育の場としての活用を図る。 ・横須賀線沿いに続く樹林地を面的に保全し、鎌倉らしさを特色づける景観資源を確保する。
対応の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉中央公園の拡大区域として位置づけ、緑地の保全とともに自然とのふれあいの場としての機能を確保する。 ・当面は条例等に基づく制度の活用等によって緑地を保全し、急激な財政負担を避ける。

(イ) 広町

●緑地の現況と経緯及び課題

- 現況特性
- ・台峯とともに市域に残る数少ない谷戸の自然的環境を残す大規模樹林地である。
 - ・二次林が主体をなすが、スタジイ萌芽林、オニシバリ・コナラ群集等の貴重な植物群集が見られる。
 - ・また、動物についてもタヌキ、タイワンリス等の哺乳類を始めとして、鳥類、は虫両生類、魚類、昆虫類の豊かな動物相が確認されている。
 - ・神戸川支流の水源域を構成しており、ここから海に注ぐ河川の水が相模湾の水産資源の保全に大きな役割を果たしている。
 - ・古東海道に接する鎌倉城の大手口に当たる出入口を構成する樹林地であり、中世の遺構が残されている。
 - ・市街地の背景をなす丘陵の自然的景観を構成する樹林地である。

図4-9 広町地区の自然資源と歴史文化資源



(歴史的文化資源)



⊗	中世遺跡-居住址
■	" -居住址の可能性
▨	" -曲線的な平場などの集中地
●	古代の遺跡-存在が強く予想される所
■	" -存在の可能性が捨てきれない所
●	横穴調査地

制度の指定 状況及び経緯

- ・市街化区域に位置しており、第1種住居専用地域、風致地区、宅地造成工事規制区域の適用を受ける。
- ・当該土地は一部を除いて事業者が所有しているが、市民の保全に対する要望もあり、現在、地元等との調整が継続中である。

課題

- ・貴重な自然的環境を残す緑地でありながら、これまでの行政計画での明確な位置づけがなく、緑の保全に対する手当も風致地区の指定にとどまっている。
- ・緑地保全に対する市民要望の対応が求められている。
- ・用地買収には財政措置を講ずる必要がある。

●保全及び対応の方針

項目	方針
保全の方針	・当該緑地のもつ良好な自然的環境を歴史的資源とともに保全する。
対応の方針	・当面は緑の保全に係る施策を検討する地区として位置づける。

(ウ)常盤山

●緑地の現況と経緯及び課題

現況特性

- ・歴史的風土特別保存地区と地形的一体性をもつ大規模樹林地であり景観的にも市街地の背景をなす緑地として重要な役割を果たしている。

- ・二次林を主体とする樹林地であるが、アオキーシロダモ群落、ミズキ群落などの貴重な植物群落・群集が見られる。
- ・動物はタヌキ、タイワンリス等の哺乳類をはじめとして、コゲラ・ツグミ等の鳥類やオオミドリシジミ等の昆虫類などの貴重種が観察されている。



常盤山の山並み（中景）



常盤山の山並み（近景）

- 制度の指定状
- 市街化区域に位置しており、第1種住居専用地域及び宅地造成工事規制区域の適用を受ける。
 - ・従来の緑のマスタープランでは、緑地保全地区としての位置づけがなされている。
 - ・市が緑地保全の目的で事業者の所有していた土地の一部を用地取得している。また、市の要綱に基づく緑地保全契約を締結していたが、現在はその契約が解除（平成6年3月満了）された状況にある。

- 課題
- 都市環境の基盤をなす重要な緑地でありながら、緑地を永続的に担保するための手立てが講じられていない。
 - ・用地買収には財政措置を講ずる必要がある。

●保全及び対応の方針

項目	方針
保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土特別保存地区と連続する丘陵の自然的環境を一体的に保全する。 ・市街地の背景をなす緑地として、主要地点や周辺市街地から眺められる斜面地及びスカイラインの自然的景観を保全する。
対応の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・法制度を適用して、緑地の担保力を高める。 ・当面は条例等に基づく制度の活用等によって緑地を保全し、急激な財政負担を避ける。

④三大緑地以外の保全評価Ⅰの市街化区域内の樹林地等

（観音山、岡本、天神山、等覚寺裏山、手広（大谷）、玉縄城跡一帯・植木・城廻地区）

●緑地の現況と制度の指定状況及び課題

- 現況特性
- 一山形状をもつ、谷戸地形をもつなどの地形的特性をもつ。
 - ・二次林が主体をなすが、観音山、岡本地区などには一部にヤブコウ

ジースダジイ群集等の自然植生が見られる。

- ・天神山及び植木・城廻地区の樹林地は、中世において鎌倉幕府や後北条氏の出城が設けられた場所であり、山城の遺構をもつ。



一山形状をもつ天神山の樹林地



植木地区の山並み

制度の指定 —— ・大部分が市の要綱に基づく緑地保全契約を締結している。

状況 —— ・観音山については大船観音寺による自主保全が行われている。

課題 —— ・現況保全や景観・防災上の重要な緑地として、より緑地の担保力を高めていく必要がある。

● 保全及び対応の方針

項目	方針
保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・観音山、岡本、天神山、等覚寺については、一山形状をもつ都市景観上のシンボル及び目印となる緑地として、また車窓景観を構成する緑地として、景観面に配慮した保全を行う。 ・玉縄城跡一帯、植木・城廻地区については、自然的環境とともに、その歴史的遺産を一体的に保全する。また、一部を歴史とのふれあいの場として活用する。 ・手広（大谷）地区については、谷戸の自然的環境を保全するとともに、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地としてその斜面地景観を保全する。 ・上記の樹林地について適正な管理を行い、点的なビオトープ空間としての質を高める。
対応の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・法制度を適用して、緑地の担保力を高める。 ・手広（大谷）地区については、連続する藤沢市側の緑地との一体的保全を図る。 ・当面は条例等に基づく制度の活用等によって緑地を保全する。

⑤保全評価Ⅱの樹林地等

(鎌倉山、稲村ガ崎、梶原五丁目、龍宝寺、貞宗寺、昌清院、手広(峯)・笛田(八反田)等)

●緑地の現況と制度の指定状況及び課題

現況特性 ———

- ・社寺と結びついた樹林地(龍宝寺、昌清院、貞宗寺、青蓮寺、満福寺一帯)、市街地背後の樹林地(梶原五丁目、上町屋、寺分一丁目、手広(峯)・笛田(八反田)、石原谷戸)、住宅地を内包する樹林地(鎌倉山、稲村ガ崎)に分けられる。
- ・社寺と結びついた樹林地は一部にヤブコウジースダジイ群集等の貴重な植物群集が見られるほか、昌清院には樹林とともに良好な水辺環境が残されている。
- ・柏尾川沿いに開けた市街地を取りまく形で分布する龍宝寺、貞宗寺、上町屋、寺分一丁目、手広(峯)・笛田(八反田)、青蓮寺などの樹林地は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなすとともに、鉄道やモノレール沿いの車窓景観を構成するものとして景観上重要な役割を果たしている。
- ・また、これらの樹林地は、野生小動物を市街地に誘導するビオトープ空間として、市街地を分節する火災の延焼防止機能をもつ緑地として大きな存在効果をもつ。

指定の状況 ———

- ・龍宝寺、寺分一丁目、手広(峯)・笛田(八反田)、青蓮寺の樹林地に対して緑地保全契約を締結しているほか、貞宗寺の樹林地に対しては保存樹林を指定している。
- ・住宅地を内包する鎌倉山、稲村ガ崎の樹林地は風致地区の適用を受ける。

課題 ———

- ・評価ランクⅠに準ずる機能をもつ重要な樹林地として、緑地の担保力をより高めていくことが必要である。

●保全及び対応の方針

項 目	方 針
保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・龍宝寺、貞宗寺、上町屋、手広(峯)・笛田(八反田)、青蓮寺等については、背景をなす景観資源及びビオトープ空間としての緑地の保全・管理を行う。 ・昌清院については、その良好な水辺環境を保全する。 ・石原谷戸については、谷戸の自然を活かした自然とのふれあいの場としての活用を図る。 ・鎌倉山、稲村ガ崎については、緑に包まれた居住環境維持の観点から樹林地の保全・管理を行う。

対応の方針

- ・景観的に重要な緑地や良好な水辺環境を有する樹林地については、法制度を適用して緑地の担保力を高めることとし、当面は条例等に基づく制度の活用等によって保全する。
- ・良好な居住環境を構成する樹林地については、住民との連携による保全を図る。

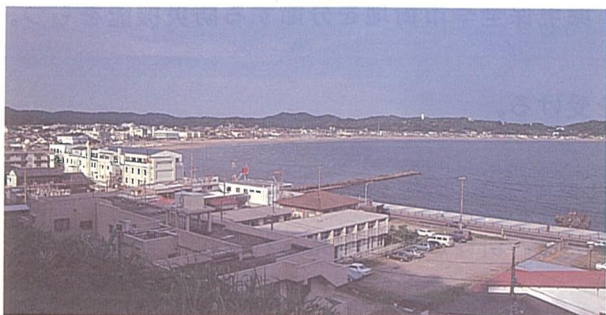
⑥保全評価Ⅲの樹林地等

- 緑地の現況 ————
 - ・市街地内に分布する小規模な樹林地であり、身近なビオトープ空間、市街地を分節する緑地、身近な自然とのふれあいの場等としての機能をもつ。
 - ・開発行為に伴って生じた開発緑地（市に寄付された緑地）の樹林地が多く見られる。
- 対応の方針 ————
 - ・開発緑地として寄付を受けた樹林地については、公共の緑として適切な保全・整備を図り、良好な市街地形成に積極的に役立てる。
 - ・その他の樹林地については、住民活動への支援等を通じてその保全に努める。

⑦海浜

●緑地の現況と制度の指定状況及び課題

- 現況特性 ————
- ・アカウミガメの産卵地やイソギクハチジョウススキ群集等の貴重な植物群集の生育地（小動岬、稲村ヶ崎）をもつ。
 - ・湾曲した美しい自然海浜が約7kmにわたって続く。
 - ・首都圏の海浜レクリエーション地として多くの人々が訪れる。
 - ・鎌倉を代表する優れた景観資源であり、また、丘陵の緑とともに都市環境の基盤をなす骨格緑地としても重要な役割を担っている。
 - ・海浜に接する国道沿いには市街化が進む中で、一部に小規模な斜面樹林地が残されている。



海浜の自然的景観



海岸線に残る斜面緑地

制度の指定 状況 ———— ・海浜部分は市街化調整区域であり、その大部分が都市計画公園の区域に含まれるほか、全域が風致地区の適用を受ける。
 ・和賀江島、稲村ヶ崎が史跡の指定を受けている。

課題 ———— ・土地利用の変化に伴って低下しつつある海岸線の風致の保全・回復が必要である。
 ・防災面からも海岸線の斜面緑地の保全・回復が求められる。

●保全及び対応の方針

項目	方針
保全の方針	<p>海浜 ———— ・海浜の野生生物の生息環境を保全する。 ・景勝地や美しい海浜の自然的景観を保全するとともに、この一帯での行為は風致を阻害しないよう配慮する。 ・江ノ島や富士山への眺望を確保する。 ・小動岬、稲村ヶ崎などの景勝地の景観を貴重な自然資源とともに一体的に保全する。</p> <p>海岸線の斜面緑地 ———— ・国道沿いの断続的に残された斜面緑地を保全する。 ・斜面地の風致の回復を図り、海浜と斜面緑地が一体となった魅力ある景観軸の創造を図る。</p>
対応の方針	<p>・海浜に対しては、都市計画公園、史跡としての環境保全、景観保全を図る。 ・小動岬については、法制度を適用して緑地の担保力を高める。 ・斜面緑地については一部を都市公園・緑地として保全するとともに、風致の回復に向けた緑の保全・創造を図る。</p>

⑧市街化調整区域のまとまりのある農地

●緑地の現況と制度の指定状況及び課題

現況特性 ———— ・鎌倉市における農業拠点として位置づけられる。
 ・生産機能以外にも、環境保全や市街地を分節する防災機能をもつ。

制度の指定 状況 ———— ・農振農用地の適用を受ける。

課題 ———— ・農業従事者の減少等から、耕作放棄地が見られる。

●保全及び対応の方針

項目	方針
保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市の農業拠点としてその生産機能を保全する。 ・市街地を分節して火災の延焼防止に資する緑地としての機能を確保する。
対応の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域の指定継続を図る。 ・第3次鎌倉市総合計画に基づく農業振興対策としての総合整備事業を推進し、市民生活と密着した近郊農業の振興を図る。 ・環境と調和した農業を育成する。 ・農業後継者の育成に努めるとともに、市民参加型の農業を検討する。

⑨市街化区域内に分布する農地

●緑地の現況と制度の指定状況及び課題

現況特性 ———— ・深沢地域・柏尾川沿いや大船・深沢・腰越地域の谷戸沿いを中心に分布するが、まとまりをもつ農地は少ない。
 ・市街化に伴い、耕作放棄地が多く見られる。

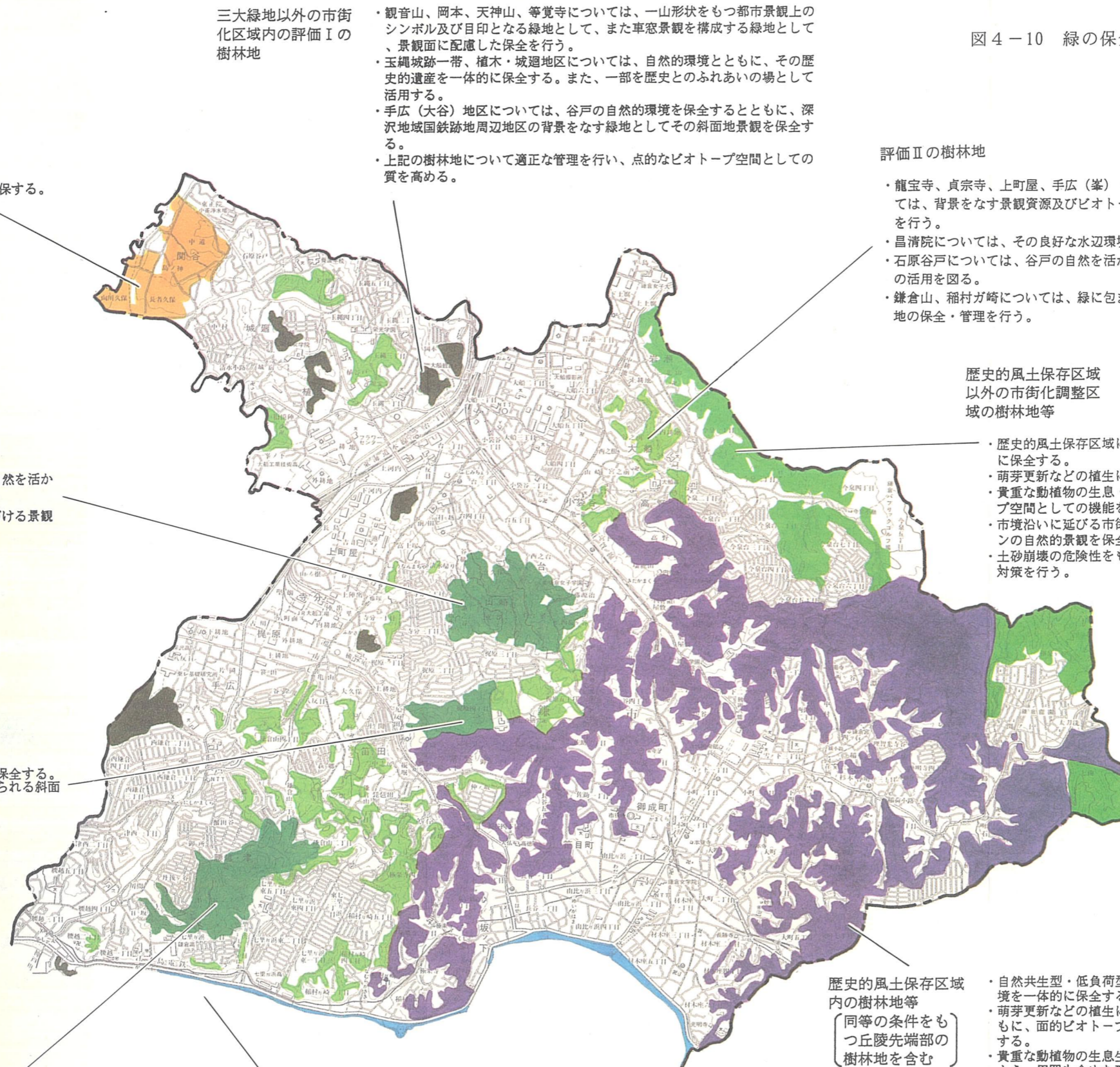
制度の指定状況 — ・一部（17.9ha）が生産緑地地区の指定を受ける。

課題 ————— ・都市化の進行や後継者不足等から市街化区域内での営農が難しくなっている。

●対応の方針

- ・生産緑地地区のうち、位置的、規模的に重要性の高いものについては都市公園としての整備を図り、緑地の永続性を確保する。
- ・市民農園としての活用を誘導する。

図4-10 緑の保全計画図



市街化調整区域のまとまりをもつ農地

- ・市の農業拠点としてその生産機能を保全する。
- ・市街地を分節して火災の延焼防止に資する緑地としての機能を確保する。

台峯

- ・貴重な谷戸の自然的環境を一体的に保全するとともに、谷戸の自然を活かした自然とのふれあいの場、自然教育の場としての活用を図る。
- ・横須賀線沿いに続く樹林地を面的に保全し、鎌倉らしさを特色づける景観資源を確保する。

常盤山

- ・歴史的風土特別保存地区と連続する丘陵の自然的環境を一体的に保全する。
- ・市街地の背景をなす緑地として、主要地点や周辺市街地から眺められる斜面地及びスカイラインの自然的景観を保全する。

広町

- ・当該緑地のもつ良好な自然的環境を歴史的資源とともに保全する。

三大緑地以外の市街化区域内の評価Ⅰの樹林地

- ・観音山、岡本、天神山、等覚寺については、一山形状をもつ都市景観上のシンボル及び目印となる緑地として、また車窓景観を構成する緑地として、景観面に配慮した保全を行う。
- ・玉縄城跡一帯、植木・城廻地区については、自然的環境とともに、その歴史的遺産を一体的に保全する。また、一部を歴史とのふれあいの場として活用する。
- ・手広（大谷）地区については、谷戸の自然的環境を保全するとともに、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地としてその斜面地景観を保全する。
- ・上記の樹林地について適正な管理を行い、点的なビオトープ空間としての質を高める。

評価Ⅱの樹林地

- ・龍宝寺、貞宗寺、上町屋、手広（峯）・笛田（八反田）、青蓮寺等については、背景をなす景観資源及びビオトープ空間としての緑地の保全・管理を行う。
- ・昌清院については、その良好な水辺環境を保全する。
- ・石原谷戸については、谷戸の自然を活かした自然とのふれあいの場としての活用を図る。
- ・鎌倉山、稲村ヶ崎については、緑に包まれた居住環境維持の観点から樹林地の保全・管理を行う。

歴史的風土保存区域以外の市街化調整区域の樹林地等

- ・歴史的風土保存区域につながる骨格緑地として、その自然的環境を一体的に保全する。
- ・萌芽更新などの植生に応じた適切な管理によって樹林地の荒廃化を防ぐ。
- ・貴重な動植物の生息・生育環境を保全・管理するとともに、面的ビオトープ空間としての機能を確保する。
- ・市境沿いに延びる市街地の背景をなす緑地として、斜面地及びスカイラインの自然的景観を保全する。
- ・土砂崩壊の危険性をもつ場所に対しては、環境面、景観面に適合した防災対策を行う。

歴史的風土保存区域内の樹林地等

〔同等の条件をもつ丘陵先端部の樹林地を含む〕

- ・自然共生型・低負荷型の都市環境の基盤をなす緑地として、丘陵の自然的環境を一体的に保全する。
- ・萌芽更新などの植生に応じた適切な管理によって樹林地の荒廃化を防ぐとともに、面的ビオトープ空間としての多様な形態をもつ自然環境を保全・育成する。
- ・貴重な動植物の生息生育地に対しては、これらの生物が持続的に共存できるよう、周囲も含めた形で保全し、適切な管理を行う。
- ・豊かな自然と多くの歴史的遺産が融和した歴史的風土を一体的に保存し、次代へ継承する。
- ・周辺市街地や海浜などから背景として眺められる緑地を、鎌倉らしさを特色づける景観資源として保全するとともに、市街地景観が眺められる眺望地点を確保する。
- ・土砂崩壊等の災害の危険性をもつ区域の緑地に対しては、その保全とともに景観面や環境面に適合した防災対策を行う。

材木座海岸から腰越海岸までの海浜

- ・海浜の野生生物の生息環境を保全する。
- ・景勝地や美しい海浜の自然的景観を保全するとともに、この一帯での行為は風致を阻害しないよう配慮する。
- ・江ノ島や富士山への眺望を確保する。
- ・小動岬、稲村ヶ崎などの景勝地の景観を貴重な自然資源とともに一体的に保全する。

海岸線線の斜面緑地

- ・国道沿いの断続的に残された斜面緑地を保全する。
- ・斜面地の風致の回復を図り、海浜と斜面緑地が一体となった魅力ある景観軸の創造を図る。